

次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１９条の規定に基づき、特定事業主行動計画を次のとおり策定する。

平成１７年３月３１日

多賀城市長 鈴木 和夫
多賀城市議会 議長 鈴木 康弘
多賀城市教育委員会
多賀城市選挙管理委員会
多賀城市代表監査委員 高橋 弘
多賀城市農業委員会
多賀城市固定資産評価審査委員会委員長 跡邊 三夫

多賀城市特定事業主行動計画

総論

１ 計画の目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）及び行動計画策定指針（平成１５年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第１号）に基づき、本市に勤務する職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、併せて、職員一人ひとりが次世代育成に関わり、地域の子どものために、社会の一員としての責任を果たせるよう、作成し公表するものであり、この計画に掲げる次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育まれる社会の形成に資することを目的とする。

この計画において「子ども」とは、１８歳未満の者をいう。

2 計画期間

この計画の計画期間は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間とする。

この計画の計画期間のうち、

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の第1期

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間の第2期

とし、第1期においては、社会経済環境の変化や職員ニーズに対応した見直しを図ることとする。

3 計画の推進体制

この計画とこの計画に掲げる具体的な次世代育成支援対策の実施を実効性のあるものとするため、総務部総務課人事係をこの計画の推進事務局とし、次の推進体制を整備する。

- (1) 啓発資料の作成・配布等により、この計画の内容を周知徹底する。
- (2) 次世代育成支援対策に関する情報を収集し、職員に提供する。
- (3) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を行う窓口を推進事務局に設置する。
- (4) この計画に掲げる具体的な次世代育成支援対策の実施結果について、各年度毎に分析し、その結果や職員のニーズ等を踏まえ、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

4 達成目標

この計画は、

職員が安心して子育てできるようにするための

「職員の出産・子育てに配慮した職場環境整備」

子どもとの時間を大切にするための

「職員のゆとりある生活とゆとりある子育て実現のための職場環境整備」

を職員が仕事と子育ての両立を図る上での次世代育成支援対策として掲げ、これを具体的に取り組むことにより、計画期間内に次の目標を達成するものとする。

このほか、職員一人ひとりが、地域の次世代育成について社会の一員としての責任を果たすことができるよう

「子どもと子育てのための地域貢献活動への参加の働きかけ」

についても取り組むものとする。

達 成 目 標

**育児休業を取得する職員のうち、
子が1歳に達する日までの期間以上を休業する職員を100%とする。**

(平成16年度に新たに育児休業を取得した職員8名の内、子が1歳に達する日までの期間を休業した職員は7名 取得率87.5%)

子が3歳に達する日までの期間を休業する職員を20%とする。

(平成16年度に新たに育児休業を取得した職員8名の内、子が3歳に達する日までの期間を休業した職員は1名 取得率12.5%)

職員1人当たり年間360時間以内の時間外勤務時間達成率を100%とする。

(平成15年度に360時間を超えて時間外勤務をした職員34名 達成率92.3%
なお、達成率の計算に当たっては、災害等の非常時における時間外勤務時間を除いたもの。)

職員1人当たりの年間年次有給休暇取得日数を15日とする。

(平成16年の職員1人当たりの平均年次有給休暇取得日数 約9日)

具体的な次世代育成支援対策

1 職員の出産・子育てに配慮した職場環境整備に関する対策

(1) 妊娠中及び出産後における配慮(実施時期：平成17年度から)

ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について、周知徹底を図る。

イ 宮城県市町村職員共済組合による出産費用の給付等、経済的支援措置について、周知徹底を図る。

ウ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しや時間外勤務命令を命じないなどの措置を行うよう、所属長に周知する。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進（実施時期：平成 17 年度から）

子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次有給休暇の取得促進について、周知徹底を図る。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備（実施時期：平成 17 年度から）

ア 育児休業に関する資料を作成・配布し、制度の周知徹底を図るとともに、男性職員の育児休業取得促進についても周知を図る。

イ 育児休業制度に関するリーフレットを作成し、制度利用のための手続や経済的な支援制度等について情報提供を図る。

ウ 育児休業を予定する職員に対し、育児休業制度の説明その他手続等について個別に説明を行う。

エ 育児休業に関する様々な相談に応じられるよう、モデル事例について情報収集し、個別の事情に応じた適切なアドバイスを行う。

オ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成のため、育児休業職員の補充や復職時の配属先などについては、所属所と育児休業職員の双方が納得できる柔軟な人事配置を行う。

カ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰のための支援のため、育児休業中の職員に対し、広報誌や庁内の通達等を送付し、市や庁内の動きについて情報提供を行う。

キ OJT を組織全体に浸透させ、育児休業復職時におけるバックアップ体制を整備する。

(4) 柔軟な勤務態勢の整備（実施時期：平成 18 年度から）

ア 保育所等の時差出勤を行っている職場については、職員の子育ての事情に配慮した勤務時間の割り振りを行う。

イ 職員がフルタイムで働きながら子育てを行うことができるよう、当

該職員の生活習慣に合わせたフレックスタイム制の導入を検討する。

(5) 人事異動における配慮（実施時期：平成 18 年度から）

ア 通勤箇所の異なる異動をする際には、当該職員の子育ての事情を把握した上で、人事上の配慮を行う。

イ 子育てをしている職員に対し、仕事と子育ての両立にも配慮した人事異動を行うよう配慮する。

2 職員のゆとりある生活とゆとりある子育て実現のための職場環境整備に関する対策

(1) 時間外勤務時間の縮減（実施時期：平成 17 年度から）

ア 定時退庁日について周知徹底するとともに、管理監督職が率先して定時退庁するよう注意喚起を図る。

イ 定時退庁しない（できない）職員が多い部署を把握し、事務改善や担当業務の見直し等について、管理職等へ指導を行う。

ウ 定時退庁日を徹底させるよう、時刻消灯や人事担当者の巡回等新たな取組みを検討し、実施する。

エ 1 月の時間外勤務時間の上限を 30 時間とし、1 年間の時間外勤務時間の上限を 360 時間としていることについて、周知徹底を図る。

オ 1 月の時間外勤務時間及び 1 年の時間外勤務時間の上限を超える職員が多い部署を把握し、事務改善や担当業務の見直し等について、管理職へヒヤリングを行った上で、注意喚起を行う。

カ 業務を効率化し、時間外勤務を縮減するため、処理量を重要とする業務については、部内相互援助制度の活用を推進する。

キ 業務を簡素化し、時間外勤務を縮減するため、定例的、恒常的業務のマニュアル化を推進する。

(2) 休暇取得の促進（実施時期：平成 17 年度から）

ア ゴールデンウィークや年末年始など、年次有給休暇の取得によって

長期休暇にできるような場合に、積極的な年次有給休暇の取得を推進する。

イ 年次有給休暇取得について定期的に周知し、職場の意識改革を図る。

ウ 職員一人ひとりが、年間年次有給休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。

エ 年次有給休暇利用によるリフレッシュ休暇制度を導入する。

オ 各部署における業務年間計画の策定を推進し、計画的な年次有給休暇の取得促進を図る。

カ 年次有給休暇取得実績が少ない職員が多い部署を把握し、その実態について管理職へヒヤリングを行った上で、注意喚起を行う。

キ 各種特別休暇制度について周知徹底し、利用促進を図る。

ク 夏季休暇取得時期において、公式会議の開催や照会文書の報告日の設定などを極力避けるよう周知徹底する。

ケ 長期休暇となるよう、特別休暇としての夏季休暇の３日連続取得を推進する。

３ 子どもと子育てのための地域貢献活動への参加の働きかけに関する対策

(1) 子どもを交通事故から守る活動の実施（実施時期：平成１７年度から）

ア 職員に対し、公私を問わず、自動車を運転する際は交通事故予防に心掛けるよう綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

イ 職員に対し、交通事故予防のためだけではなく、環境にも配慮する上で、必要以上に自家用車や公用車を使用しないよう呼びかけを実施する。

(2) 安心して子どもを育てられる環境の整備（実施時期：平成１７年度から）

ア 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域の防犯ボランティア活動や少年非行防止活動等への職員の積極的な参加を支援する。

イ 通勤途中や勤務途中において、防犯意識を持って周辺環境を観察できるように、意識の醸成を図る。

(3) 子どもにとって安全でうるおいのある公共施設づくり（実施時期：平成17年度から）

ア 各機関において、子どもの事故につながるおそれのある要因を徹底的に排除し、安全な公共施設づくりを図る。

イ 各機関において、子どもが楽しめる工夫を凝らし、うるおいのある公共施設づくりを図る。